いさ 農業委員会だより

令和８年６月 15 日発行
伊佐市農業委員会
伊佐市菱刈前目 2106 番地
☎ 0995-26-1571（直通）

（令和８年度保存版）



大口東小学校児童による大豆の種まき

―『農作業事故』に注意しましょう―

□ 鹿児島県内では令和７年に農作業による死亡事故が５件発生！！
□ 令和８年春の農作業事故ゼロ運動スローガン

忘れていませんか？安全対策

～徹底しよう！農業機械の転倒・巻き込まれ対策と熱中症対策～

○ 啓発事項（６つの啓発事項のうち３事項掲載）

- トラクタに安全キャブ・安全フレームを装着し、運転時にはヘルメット、シートベルトの着用を徹底しよう。
- 詰まりや作業機停止などトラブル発生時には、エンジンを止めて対処しよう。
- こまめに休憩や水分補給を行うなど、熱中症に気を付けよう。

―『全国農業新聞』を購読してみませんか―

全国農業新聞はくらしと農業経営に役立つ専門誌として、最新の農業情報を皆さんにお届けします。

□ 発行日　金曜日（月４回）
□ 購読料　月額／９００円
□ 発行所　全国農業会議所
□ 申込先　農業委員・農地利用最適化推進委員または伊佐市農業委員会事務局まで
〔電話26－1571（直通）〕

農業委員会だよりによせて

伊佐市農業委員会　会長　中間　講記

日頃より、農業委員会の業務活動に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、農業委員12名、農地利用最適化推進委員15名の、計27名で活動しておりますが、精一杯努力してまいりますので、皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「農業経営基盤強化促進法」の改正により、農地の貸し借りの仕組みが変わり、令和７年４月より農地中間管理機構（農地バンク）を介した、農地中間管理事業に一本化されています。

本市においても、農業を取り巻く状況は、担い手不足と耕作者の高齢化による遊休農地の増加や、シカ・イノシシ等による農作物被害など、依然として厳しい状況にありますが、農業委員会といたしましては、今後も地域農業を守り抜くために、市農政課や農地バンクなどの関係機関と連携しながら、地域内の農業担い手へ農地の集積・集約化と、遊休農地の発生防止・解消など図りながら、農地利用最適化に向けて一丸となって取り組んでまいります。

農業委員会一同頑張ってまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

農地のことは私たち農業委員・推進委員にご相談ください。

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名	役　職
1	小椎八重　猛	7	山下　優子	
2	竹下　秀樹	9	丸目　純久	
3	久松　淳一	10	新原　善和	
4	高松淳美	11	大塚　公一	
5	山之上　正幸	12	前田　和文	代理
6	井立田　裕也	13	中間　講記	会長

農業委員会委員名簿（任期：令和10年３月31日まで）

業務内容

○農地法等によるその権限に属する事項
○農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進
○農業に関する調査及び情報提供
○法人化その他の農業経営の合理化

農地利用最適化推進委員名簿（任期：令和10年3月31日まで）

議席番号	氏名	担当地区	議席番号	氏名	担当地区
1	兵底　博之	大口校区	9	大野　享美	曽木校区
2	諏訪　伸幸	大口東校区	10	下田　公弘	針持校区
3	片牧　計	牛尾校区	11	福元　弘己	湯之尾・本城・南永校区
4	羽田　五子	山野・平出水校区	12	濱川　良行	湯之尾・本城・南永校区
5	出水　美代子	山野・平出水校区	13	山元　大	菱刈校区
6	中村　省三	羽月・羽月北校区	14	新原　隆男	菱刈校区
7	東　輝明	羽月・羽月北校区	15	橋口　和秀	田中校区
8	壹岐　清次	羽月西校区			

業務内容

○人・農地プランを深化させた地域計画など、地域の農業者等の話し合いを推進
○農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
○耕作放棄地の発生防止と解消を推進
○農地中間管理機構との連携

農業者年金制度（担い手積立年金）は農業に従事する方なら広く加入できます

農業者年金は、農業者がより良い老後生活を過ごすことができるように国民年金に上乗せした公的年金制度です。**国民年金の第１号被保険者（免除者は除く）で、年間６０日以上農業に従事する６０歳未満の人**であれば誰でも加入できます。より安定した老後のために、ぜひ加入されるようお勧めします。

農業者年金のメリット

（１）少子高齢化社会に強い年金です。

自分が納めた保険料とその運用収入を基に年金額が決まる積立方式の年金です。

（２）保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額に応じて、月額２万円から６万７千円までの千円単位で自由に選択できます。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

また、**35歳未満の若い農業者**については、**１万円から保険料を設定することができます。**ただし、次項の国庫補助による加入区分（区分①～⑤）に該当しない人が対象です。

（３）終身年金で８０歳までの保障付きです。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも

80 歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額を死亡一時金として遺族（一定要件を満たした者）に支給されます。

（4）公的年金ならではの税制上の優遇措置が受けられます。

支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

（5）保険料の国庫補助制度があります。

認定農業者で青色申告をしている等、農業の担い手となる方には国から月額最高１万円の保険料補助があります。（年齢や所得制限があります。）

【加入区分表】

区分	補助対象者	国庫補助額（　　）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円（10,000円）	6,000円（14,000円）
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で３年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円（14,000円）	4,000円（16,000円）
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		――

※区分③および⑤の「後継者」は経営主の直系卑属のことであり，後継者の配偶者は対象になっていません。（養子縁組を行い直系卑属になった場合は対象になります）

農業委員会への各種申請は、お早めにお願いします

○農業委員会への各種申請の締切りは、毎月10日（休日等の場合、前の平日）です。

○申請書に記載漏れなどがある場合、許可が遅れることもありますので記入漏れなどに注意され、申請はお早めにお願いします。

農地の転用・売買等には許可が必要です
【農地法第３条・４条・５条申請について】

１．農地の売買や貸し借りするときは（農地法第３条申請）

○売買等により権利を取得しようとする人は、農地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行うと認められ、必要な農作業に常時従事するものであることが要件となります。

なお、これまで取得要件であった耕作面積の要件（下限面積）は、農地法の改正により廃止されました。

2．農地を他の地目に変えるときは（農地法第４条・５条申請）

○農地の転用とは

- 農地を住宅や、資材置場、駐車場、山林等、農地以外の何らかの目的を持った用地にすることです。（優良農地の転用はできない場合があります。市農政課担い手支援係で申請前に確認してください。）

■　農地法第４条許可申請

- 自分名義の農地を、宅地、雑種地、山林等、他の地目に変更したいとき。

■　農地法第５条許可申請

- 農地を売買、贈与、賃借等で、農地所有者から譲り受け、宅地、雑種地、山林等、他の地目に変更したいとき。

○　転用許可申請の手続き

- 転用申請の手続きは、事前に農業委員会へ相談してください。
- 農業委員会に申請書を提出されると、農業委員会は書類審査と現地調査を行い、毎月開催する農業委員会総会で意見を決定・許可を審議して、場合によっては県農業会議の諮問・答申を受け許可できるか判断します。

耕作証明書の発行について

○軽油取引税の免税申請、他市町村の農地を取得する場合などに耕作証明書の提出が必要となる場合があります。

※　農地基本台帳に基づき、その世帯で耕作している農地面積の証明書を発行します。
※　農地法、農業経営基盤強化促進法や農地中間管理機構（農地バンク）経由による貸借以外の貸し借り（たとえば親類間の口頭、書類などによる契約等）は証明される面積に含まれませんので注意してください。

○必要なもの　　手数料　300 円　　※即日交付いたします。

令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されました

相続（令和６年４月１日より前に発生したものも含む）によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から３年以内に相続登記の申請が必要です。

また、農地を取得（相続）した場合、相続登記完了後できるだけ速やかに、農業委員会への届出をお願いします。

農地の権利移動は、原則農地バンク経由になりました

◆ 農地バンクによる農地の権利移動

令和７年度からは各地域で策定された地域計画の達成に向け、農地の権利移動は、**原則農地バンク経由**となりました。



◆ 今後の農地バンクの活動

各地域で策定された地域計画に基づき、今後農地バンクは、所有者不明農地、遊休農地も含め借り受け、**地域計画に位置付けられた者に対し**貸し付けることで、農地の集約化等を進めていきます。

実　勢　賃　借　料　の　状　況

令和８年４月１日現在(令和７年４月１日～令和８年３月31日 設定開始)

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地法第52条)に基づき市内の農地賃借料の動向(平均額・最高額・最低額)を収集し、提供を行います。

【金額の単位:円】

地区	田(10a当り)				畑(10a当り)			
	平均値	最高値	最低値	データ数	平均値	最高値	最低値	データ数
大口	14,100	22,300	14,100	2	4,900	4,900	4,900	1
(俵)	(2.3)	(3.1)	(1.3)	147				
山野	18,700	33,000	12,000	15	4,400	4,800	4,000	3
(俵)	(2.3)	(3.0)	(1.4)	173				
羽月	15,300	26,400	9,300	6	4,900	5,000	4,500	4
(俵)	(1.8)	(3.0)	(0.9)	33				
西太良	12,800	20,100	6,800	31	2,500	2,500	2,500	1
(俵)	(1.9)	(3.0)	(1.0)	113				
本城	11,500	14,600	10,000	3	4,900	5,000	4,700	※7
(俵)	(1.9)	(3.0)	(0.9)	40				
菱刈	11,300	20,000	5,700	15	5,000	5,000	5,000	4
(俵)	(1.8)	(3.0)	(1.0)	88				
田中	24,000	26,400	17,800	23	4,000	6,200	4,500	※2
(俵)	(2.3)	(3.0)	(1.5)	22				
大口(大字)	14,700	33,000	6,800	54	4,500	5,000	2,500	9
(俵)	(2.1)	(3.1)	(0.9)	466				
菱刈(大字)	18,400	26,400	5,700	41	5,000	5,000	5,000	4
(俵)	(1.9)	(3.0)	(0.9)	150				
伊佐市全体	16,300	33,000	5,700	115	4,600	5,000	2,500	13
(俵)	(2.1)	(3.1)	(0.9)	616				

賃借料は農地の状況(賦課金・水利・距離・搬入路・面積の大小・機械の出し入れ・傾斜度・作業効率等)、作付け作物の販売価格等も充分に勘案して、お互いの適正な話し合いにより決めてください。

※　特殊な取引き(親類間貸借・特殊な作物栽培等)に係るデータは取り除いてあります。また、データ数の少ない地区は前年度の金額を表示しています。本年度も米価高騰のため、水田賃借料が物納の場合は玄米俵数(30kg/俵)を下段に記載しています。

～農地の適正な維持・管理をお願いします！～

農地に雑草等が繁茂している場合、周囲の土地所有者等に迷惑がかかります。除草・耕うん等をおこない、適正な維持・管理をお願いします。

令和８年度 伊佐市農作業標準賃金（10ａ当たり）

項目			標準賃金	
一般農作業（1日）			8,210 円 ～	8,400 円
農業機械使用料金	2回耕起＋代かき		15,700 円 ～	20,000 円
	代かきのみ		7,700 円 ～	10,000 円
	田植え		6,900 円 ～	10,000 円
	刈取・脱穀	コンバイン利用	17,000 円 ～	25,000 円
	運搬	籾運搬	1,000 円 ～	1,500 円
	もみすり料		450 円 紙袋/30kg 400 円 フレコン/30kg当たり	
	乾燥料		650 円 1袋・乾燥籾	
	（水分25%を15%に減らした場合）		1%上下する毎に10円を加減する	
	飼料(イタリアン等)刈取		3,000 円	
	わら反転,収集（1回当り）		500 円（受託者の集落付近）	
	飼料(イタリアン等)反転,収集（〃）		1,000 円（〃）	
	乾燥わら飼料の結束料		5,000 円	
	梱包代	大型ロール（1個当たり）	2,300 円 （ﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ1,800円増）	
		中型ロール（1個当たり）	1,900 円 （ﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ1,800円増）	
		小型ロール（1個当たり）	1,300 円 （ﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ1,800円増）	
	農薬散布 ※薬剤代別途	水和剤	3,200 円 ～	4,000 円
		粒粉剤	2,000 円 ～	2,300 円
	航空防除	ドローン・無人ヘリ	2,300 円 ～	2,500 円
	肥料散布	基本額	1,300 円 ～	1,700 円
	堆肥散布（マニアスプレッダー使用）	1t当たり（堆肥含む）	8,100 円	
		1．5t当たり（堆肥含む）	12,150 円	
	水稲育苗（1箱）		800 円	
	畔ぬり （畔ぬり機使用） 1m当り		80 円	
	空気式弾丸暗渠施工代（施工機使用）		（長尺方向） 3,500 円	（短尺方向） 7,000 円
	畦畔草刈（刈払機・油持ち） 1時間当り		2,000 円 ～	2,500 円

※上記料金は、標準料金であり実料金は圃場、カントリー、運搬先等の距離、機械の出し入れ、燃料費、面積の大小、稲の倒伏状況等作業内容や諸条件を勘案し、受委託双方話し合いで決めてください。